# 令和元年度履行状況調査に係るフォローアップ調査の調査結果 【広島市立大学】

令和3年3月22日 公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

### 1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)(以下「ガイドライン」という。)第 7 節に定めるフォローアップ調査は、履行状況調査又は機動調査を行った年度の翌年度に、履行状況調査又は機動調査の結果、管理条件を付与された機関を対象として、当該機関の管理条件(改善事項)の履行状況を把握することを目的として実施するものである。フォローアップ調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の第 7 節に定める調査及び措置に関する要項」のほか、令和元年度履行状況調査に係るフォローアップ調査の実施方針に基づき実施した。

## 2. 調査対象・内容等

### [調査対象]

○令和元年度履行状況調査の結果、管理条件を付与された広島市立大学

### [調査内容]

〇機関に付与した管理条件(改善事項)の履行状況について確認した。

### [調査体制・方法]

- 〇「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施 した。
- 〇機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」及び「面接調査」を実施した。

### 3. 調査経過

令和元年 10月 15日 有識者会議 フォローアップ調査の実施方針の審議・決定

11月 7日 管理条件の付与・文部科学省による進捗状況のフォロー開始

11月29日 広島市立大学が履行計画を提出・書面調査開始

令和2年 2月28日 広島市立大学が進捗状況報告書を提出

11月 4日 広島市立大学が最終報告書を提出

令和3年 2月19日 面接調査 (オンライン) 実施

3月22日 有識者会議 フォローアップ調査結果の審議・決定

# 4. 調査結果の総合所見

- 〇 令和元年度履行状況調査において、広島市立大学に対し、「ルールの明確化・統一化」、「コンプライアンス教育の受講状況及び理解度の適切な把握」、「誓約書等の徴取状況の適切な管理」を改善事項とし、その履行期限を令和2年11月6日とする管理条件を付与した。
- 〇 本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って半年ごとに報告を求め、書面調査及び現地調査を実施して改善事項が履行された ことを把握した。
- 〇 したがって、広島市立大学に付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を 終了することとする。
- 〇 今後も、意識調査の実施等を通じて機関全体へ不正防止に向けた意識の浸透を図るとともに、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。
- 〇 詳細な調査結果は別紙のとおり

## 5. 今後の取組

〇 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。

# 令和元年度履行状況調査に係るフォローアップ調査結果

機関名広島市立大学

#### 【総合所見】

本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って適切に履行に取組み、改善事項について履行されたことを把握した。

したがって、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。

また、今後も、意識調査の実施等を通じて機関全体へ不正防止に向けた意識の浸透を図るとともに、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。

# 【機関に付与した管理条件】

#### 改善事項:

- 〇 「公立大学法人広島市立大学旅費規程」と矛盾する「研究旅費の手引き」を作成し、財源が外部 資金の場合のみビジネスクラスの利用を可とするルールを改めること。
- 〇 受講対象者、受講者等を明確にした規程等を定め、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象にコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度把握を適切に行うこと。
- 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について、対象者、提 出者の状況を適切に把握の上、管理すること。
- 業者に対し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した 上でガイドラインに掲げる各事項を盛り込んだ誓約書等の提出を求めること。

履行期限:令和2年11月6日

### 【管理条件(改善事項)に係る実施状況】

・「公立大学法人広島市立大学旅費規程」と矛盾する「研究旅費の手引き」を作成し、財源が外部資金の場合のみビジネスクラスの利用を可とするルールを改めること。

旅費取扱基準及び研究旅費の手引を改正し、機関内における研究費の使用ルールを統一するととも に、各学部等の教授会において説明している。

・受講対象者、受講者等を明確にした規程等を定め、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象にコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度把握を適切に行うこと。

「公立大学法人広島市立大学における公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応に係る取扱方針」を改正し、受講対象者の範囲やコンプライアンス教育の教育内容を明確にするとともに、毎年実施するコンプライアンス教育研修会と e ラーニングを併用することにより、コンプライアンス教育の充実を図っている。

また、理解度チェックシートを用いて受講状況と理解度を把握し、各部局のコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者から統括管理責任者へ報告するとともに、各部局の教授会においても実施結果を報告し、不正防止に向けた構成員の意識向上に取り組んでいる。

・競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について、対象者、提出 者の状況を適切に把握の上、管理すること。

「公立大学法人広島市立大学における公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への 対応に係る取扱方針」を改正して誓約書等の提出を求める対象者を明確化し、事務局において名簿を 作成して提出状況を把握・管理しており、対象者全員から誓約書等を徴取している。

・業者に対し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上でガイドラインに掲げる各事項を盛り込んだ誓約書等の提出を求めること。

前年度に一定の件数又は金額の取引があった業者を対象に、ガイドラインに掲げる各事項を盛り込んだ誓約書を作成して提出を求めており、対象となる全ての業者から徴取している。